

「京丹後市における公益的基盤の確保と地域経済再生のための公共発注の基本方針」の改正について(概要)

平成22年2月 京丹後市産業・雇用総合支援推進本部

1. 「基本的な考え方」を継続実施

市内業者で適切な調達が可能なのは、引き続き市内業者に発注する

※透明性の向上、公正な競争の確保及び適正な予算の執行に十分留意し運用

- 除雪や災害対策等の公益的配慮が必要な土木建設分野においては、市内に十分な数の業者が確保できる場合は、原則、市内業者に発注
- 物品・役務分野においては、市内業者及び市内に店舗等を置く業者に発注することができる

2. 「受注機会の確保・増大のための措置」を明記

- 市発注建設工事において、請負者が下請発注及び資機材等を調達する場合には、市内業者を最大限優先選定（利用）するよう要請
市内業者の受注機会の確保・増大を図ることにより、市域内資金循環を誘導し関連産業を含めた建設産業の活性化を推進。
- 適切な分離・分割発注の推進
価格面、数量面、工程面等から見て、分離・分割して発注することが適切であるかどうかを十分検討し、可能な限り分離・分割発注に努め、市内業者の受注機会の確保・増大を図る。

3. その他

- 本方針は、2年後を目途に必要な見直しを行う

※市内業者とは、市内に本店を置く業者をいう